

第1章

保健医療計画の基本的な事項

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 計画策定の趣旨 | 2 計画の基本理念 |
| 3 計画の位置づけ | 4 計画の期間 |

1 計画策定の趣旨

本県では、昭和 63（1988）年 6 月に「栃木県保健医療計画（1 期計画）」を策定し、以来、5 年ごとに見直しを行いながら、健康づくりと疾病対策の推進、安心して良質な医療の確保、食品の安全と生活衛生の確保を柱とする各種施策に取り組んできました。

この間、急速な少子高齢化の進行、がんや心血管疾患等の生活習慣病の増加など疾病構造の変化、医学・医療技術の進歩による医療の高度化・専門化の進展、さらには県民の健康や医療、食品の安全性に対する意識、健康危機管理の必要性の高まりなどを背景とした保健・医療・生活衛生に対する県民のニーズの多様化・高度化など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に少子高齢化の進行については、今後も続くとされており、本県の高齢者人口は、団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37（2025）年には平成 25（2013）年の約 1.23 倍（高齢化率は約 30.8%）、平成 52（2040）年には約 1.27 倍（高齢化率は約 36.3%）に達すると予測されています¹。

医療・介護ニーズの増大が見込まれ、県民のニーズの変化に適切に対応した医療・介護提供体制の構築が課題となっている中、平成 26（2014）年 6 月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法が改正され、医療計画の一部として、平成 37（2025）年における医療需要と必要病床数を病床機能区分ごとに示すとともに、その実現に向けた施策を示した地域医療構想が導入されました。

また、医療計画制度においては、急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築、疾病・事業横断的な医療提供体制の構築、5 疾病・5 事業及び在宅医療に係る指標の見直し等による政策循環の仕組みの強化のほか、市町村国民健康保険の都道府県単位化や地域包括ケアシステム強化のための介護保険法の一部改正などを背景とした介護保険事業（支援）計画等の他の計画との整合性の確保等の観点が求められるようになっていきます。

本県においてもこうした状況を踏まえ、安全で質の高い医療を効率的に提供できる体制の確保に加えて、保健・福祉・介護サービスと連携することにより、県民誰もが住み慣れた地域において、健康で安心して暮らすことができる社会の実現を目指すため、現行の計画を見直し、「栃木県保健医療計画（7 期計画）」を策定することとしました。

¹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H25.3 推計）」

2 計画の基本理念

「質の高い医療を効率的に提供する体制を確保するとともに、保健・介護・福祉サービスと一体的に提供することによる、誰もが住み慣れた地域において健康で、安心して暮らすことができる環境づくり」

県民の視点に立ち、安全で質の高い医療を効率的に提供できる体制の整備充実を図るとともに、保健・介護・福祉サービスとの一体的な提供により、県民誰もが住み慣れた地域において健康で、安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、計画を推進していくこととします。

3 計画の位置づけ

この計画は、次の性格を持つものです。

- (1) 本県の保健医療に関する基本的な指針となる計画
- (2) 医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画
- (3) 栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」を踏まえた計画
- (4) 「栃木県医療費適正化計画」、「栃木県高齢者支援計画（はつらつプラン21）」、「栃木県健康増進計画（とちぎ健康21プラン）」、「栃木県がん対策推進計画」、「栃木県歯科保健基本計画」、「栃木県障害者計画（とちぎ障害者プラン21）」、「栃木県障害福祉計画・栃木県障害児福祉計画」、「とちぎ子ども子育て支援プラン」、その他保健、医療、福祉に関する諸計画と調和が保たれた計画

4 計画の期間

- (1) 平成30（2018）年度を初年度とし、平成35（2023）年度を目標年度とする6か年計画とします。
- (2) 在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。また、保健医療に関する法制度の大幅な改正や社会情勢の大きな変化等が生じた場合にも、必要に応じて計画の見直しを行うなど、弾力的に対応します。